

1. 計画の位置づけ

(1) 計画の目的

都市計画の基本的な方針を定めるもの。

法定の都市計画マスタープランには次の 2 つがあり、本計画は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

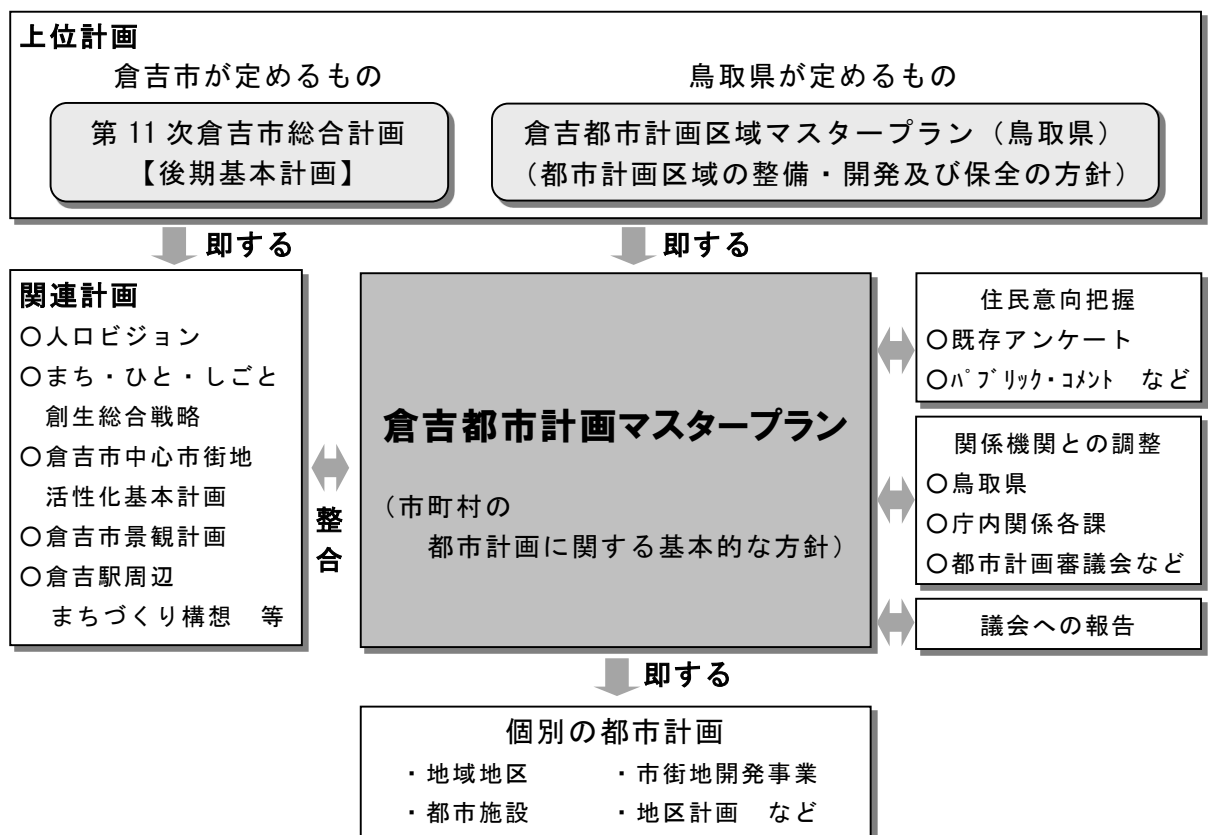
マスタープランの種類	根拠法	概要	作成機関
都市計画区域の整備・開発及び保全の方針 (区域マスタープラン)	都市計画法 第 6 条の 2	都市計画区域や複数の都市計画区域を対象とし、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるもの。	都道府県
市町村の都市計画に関する基本的な方針 (市町村マスタープラン)	都市計画法 第 18 条の 2	市町村の区域を対象とし、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。	市町村

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、上位計画の「第 11 次倉吉総合計画【後期基本計画】」や県が定める「倉吉都市計画区域マスタープラン」に即し、関連計画の「中心市街地活性化基本計画」等と整合を図りながら、概ね 20 年後の都市の将来像を示す計画となります。

(2) 計画の位置づけ

上位計画に即して策定し、個別の都市計画の指針となる

計画の位置づけは以下のとおりとなります。



2. 計画の対象と構成

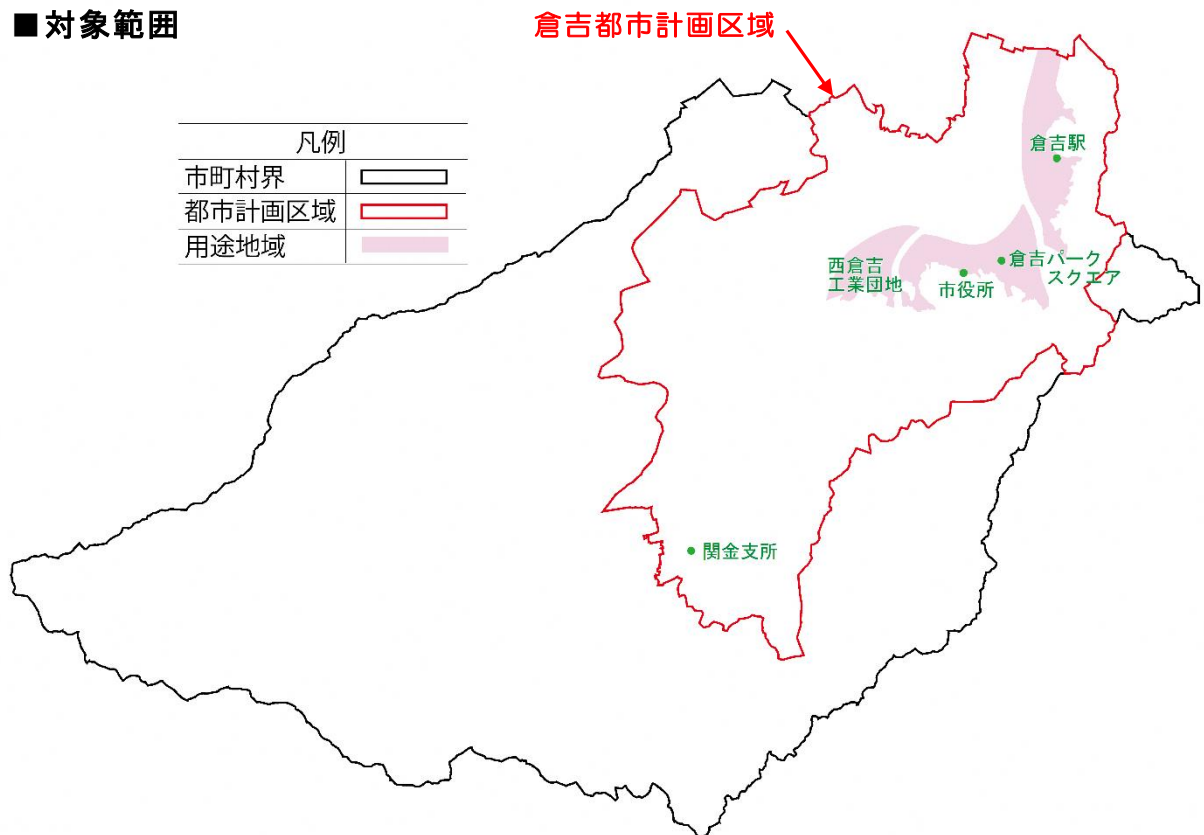
(1) 対象範囲

対象範囲は倉吉市全域

「都市計画マスタープラン」は、都市計画の指針であり、都市計画区域を基本とするものですが、本計画においては、市域の一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画区域外を含む市域全域を計画対象とします。

また、倉吉市総合計画では「自然・住居・産業がバランスよく調和した土地利用を進める」ことを目標に定めており、本計画においても、これを踏まえながら都市計画区域と区域外の調和を図り本市の都市像を示します。

■ 対象範囲



(2) 目標年次

目標年次は平成 47 年度（2035 年度）

「都市計画マスタープラン」は概ね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、その基本方針を示すものです。

このため、国勢調査年度である平成 27 年度（2015 年度）を基準とし、目標年次を 20 年後の平成 47 年度（2035 年度）とします。また、必要に応じて見直します。

基準年 平成 27 年度 (2015 年)	中間年 平成 37 年度 (2025 年)	目標年 平成 47 年度 (2035 年)
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

